

亶理町監査委員告示 2 号

地方自治法第199条第9項の規定により財政援助団体監査の結果を次のとおり公表する。

平成29年 6月 9日

亶理町監査委員 澤 井 俊 一

亶理町監査委員 安 藤 美重子

記

1 監査実施月日

平成29年5月25日（木）～26日（金）の2日間

2 監査の対象

平成28年度における財政援助団体（町が財政援助を与えた団体）の中から団体を抽出し、次のとおり監査を実施した。

- (1) 亶理地区まちづくり協議会 1件  
まちづくり推進事業委託料
- (2) 逢隈地区まちづくり協議会 1件  
まちづくり推進事業委託料
- (3) 宮城県漁業協同組合仙南支所（亶理） 6件  
亶理救難所事業補助金  
地域水産マーケティング促進事業費補助金  
漁業研究会事業補助金  
水産加工研究事業補助金  
海苔養殖漁業研究事業補助金  
漁業用廃プラスチック等適正処理事業補助金
- (4) 認可保育園 ゆうき保育園 3件  
保育園運営事業補助金  
障害児保育事業補助金  
地域活動事業補助金
- (5) 認可外保育園 みらい保育園 1件  
認可外保育施設運営事業補助金

### 3 監査の内容

表記財政援助等の補助金等について、亘理町補助金等交付規則に基づき事業が施行されているか、各団体担当者から説明を受け、書類等を審査し、その適否を監査した。

### 4 監査の結果

表記財政援助団体等の補助金等の経理について、申請から交付決定までの執行事務手続きは、町補助金等交付規則に基づき適正に処理されており、事業も目的・計画に基づいて執行されていた。

# 亘理地区まちづくり協議会

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象

亘理地区まちづくり協議会の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(1) まちづくり推進事業委託料 11,469,000円

### 2 監査の実施日

平成29年5月25日(木) 午前9時30分から午前11時10分まで

### 3 実施した監査手続

亘理地区まちづくり協議会の上記委託料に係る出納その他の事務の執行について、企画財政課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続を実施した。

## 第2 監査の結果等

### 1 事業の概要

緊急雇用創出事業に基づき、労働者の雇用確保に対し町と業務委託契約締結していることに加え、まちづくり協議会を拠点として、地域住民が主体となり、歴史文化を大切に守る亘理地区らしい個性あるまちづくりを推進している。

また、復興が進むにつれ、新しく亘理地区で暮らし始める住民が増えており、安全安心で夢や希望に満ちた新たな地域創世のまちづくりの一步とし、元からの住民との交流を深めてもらえるよう、町民が気軽に参加できる事業を展開し、持続的な地域コミュニティの構築を推進している。

### 2 監査の結果

亘理地区まちづくり協議会の上記補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

# 逢隈地区まちづくり協議会

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象

逢隈地区まちづくり協議会の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(1) まちづくり推進事業委託料 11,453,000円

### 2 監査の実施日

平成29年5月26日（金）午前9時25分から午前11時52分まで

### 3 実施した監査手続

逢隈地区まちづくり協議会の上記委託料に係る出納その他の事務の執行について、企画財政課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続を実施した。

## 第2 監査の結果等

### 1 事業の概要

緊急雇用創出事業に基づき、労働者の雇用確保に対し町と業務委託契約締結していることに加え、まちづくり協議会を拠点として、逢隈地区における課題等を住民が主体となって話し合い、情報を交換・共有し、相互の交流によりコミュニティを強化しながら、地域が一体となって共助・協働のまちづくりを行い、将来にわたって、安全で安心できる住みよい逢隈の構築を推進している。

### 2 監査の結果

逢隈地区まちづくり協議会の上記補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

# 宮城県漁業協同組合仙南支所（亘理）

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象

宮城県漁業協同組合仙南支所（亘理）の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

（1）亘理救難所事業補助金	160,000円
（2）地域水産マーケティング促進事業費補助金	150,000円
（3）漁業研究会事業補助金	160,000円
（4）水産加工研究事業補助金	240,000円
（5）海苔養殖漁業研究事業補助金	50,000円
（6）漁業用廃プラスチック等適正処理事業補助金	600,000円

### 2 監査の実施日

平成29年5月25日（木）午後1時30分から午後4時00分まで

### 3 実施した監査手続

宮城県漁業協同組合仙南支所（亘理）の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、農林水産課から提出された資料と施設より提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

## 第2 監査の結果等

### 1 事業の概要

- （1）水難による人命、船舶及び集荷を救済し、海上産業の発展及び交通の安全確保に努めている。
- （2）荒浜漁港で水揚げされる旬の魚を利用した新製品の開発を目指し、製品の普及と定着を図るため、定期市及び各種イベントに参加し、その際広報宣伝活動を通じて消費者ニーズを把握し、製品の改善付加価値向上を図る。
- （3）漁船漁業に関する各種研修や研究を行い、推進と品質向上を図るほか、獲る漁業から育てる漁業への試験、研修を重ね、地域漁業の振興と会員相互の親睦とチャリティ事業を行い地域社会福祉に寄与している。
- （4）近年、水産業を取り巻く状況が厳しくなる中、水産業の振興と地域産業、経済の進展に寄与し6次産業の健全な発展に寄与するため、水産関係者が会員相互の交流及び情報交換、研修等に参加することにより水産加工に関する

技術の向上に努めている。

- (5) 海苔養殖業における海苔加工施設並びに加工技術の研修等を行い海苔生産の増大と品質の向上を図るとともに、各研修会等に参加し、地域漁業の振興と会員相互の親睦を図りながら海苔養殖業の発展のために寄与する。
- (6) 漁網等漁業用廃プラスチック等の適切な処理を促進し、漁場及び漁村環境の保全を図る。

## 2 監査の結果

宮城県漁業協同組合仙南支所（亘理）の上記補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

# 認可保育園 ゆうき保育園

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象

ゆうき保育園の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(1) 保育園運営事業補助金	406,000円
(2) 障害児保育事業補助金	329,520円
(3) 地域活動事業補助金	42,500円

### 2 監査の実施日

平成29年5月26日（金）午後1時40分から午後2時40分まで

### 3 実施した監査手続

認可保育園ゆうき保育園の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、子ども未来課から提出された資料と施設より提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

## 第2 監査の結果等

### 1 事業の概要

- (1) 保護者就労や病気などのために、家庭で保育ができないときに代わりに保育を行っている。ゆうき保育園は小規模保育園として平成28年度に設立され、3歳未満児を対象に保育を行っており、保育の充実と児童福祉の推進を図る。
- (2) 心身に障害を有する幼児を受け入れ、集団保育することにより、障害児の機能の伸長と健全な社会性の成長発達を促進し、また一般児が幼児期から障害者に対する理解を深め相互協力の精神を養うことで障害児の福祉増進を図る。
- (3) 遠足やクリスマス会を開催する際、いちご狩りや英語に接する機会を設けることで、地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援サービスの提供等を行っている。

### 2 監査の結果

認可保育園ゆうき保育園の上記補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

# 認可外保育園 みらい保育園

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象

みらい保育園の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(1) 認可外保育施設運営事業補助金 5,818,800円

### 2 監査の実施日

平成29年5月26日(金) 午後2時40分から午後3時48分まで

### 3 実施した監査手続

認可外保育園みらい保育園の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、子ども未来課から提出された資料と施設より提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続を実施した。

## 第2 監査の結果等

### 1 事業の概要

認可保育所の設置基準には満たないものの、県や町の定める基準を満たした保育施設で、町内における多様な保育の機会の提供、及び、認可保育園における保育の補完を目的として設置され、要保育児童の健やかな育成を図る。

### 2 監査の結果

認可外保育園みらい保育園の上記補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。